

個人情報開示請求等に関する審査請求手続について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）の規定に基づく開示決定等の処分についての審査請求は、同法第106条第1項の規定により行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定の一部が適用されず、個人情報保護法及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号。以下「神戸市個人情報保護条例」といいます。）に基づき、主に以下のような手続が行われます。

- 行政不服審査法に基づき設置する神戸市行政不服審査会ではなく、学識経験者等により組織する神戸市個人情報保護審査会に諮問されます。
（個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項）
- 行政不服審査法第9条に規定する審理員による審理手続は行われません。
（個人情報保護法第106条第1項）
- 行政不服審査法に基づく審理員による審理手続は行われませんが、通常審理員が行う審理手続に代えて、神戸市個人情報保護審査会の場で調査審議が行われます。（神戸市個人情報保護条例第9条第1項第1号、第16条）

※神戸市個人情報保護審査会の庶務は、地域協働局市民情報サービス課（電話：078-322-5175）で行っています。

2 ページ（個人情報保護法及び神戸市個人情報保護条例の規定（抜粋））
3 ページ（個人情報開示請求等に関する審査請求手続の流れ（概要））
もあわせて御覧ください。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（審査会への諮問）

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第107条第1項第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第106条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔略〕

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号）

（設置）

第9条 次に掲げる事務を行うため、市に審査会を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2)、(3) 〔略〕

2 前項に規定する審査会の名称は、神戸市個人情報保護審査会とする。

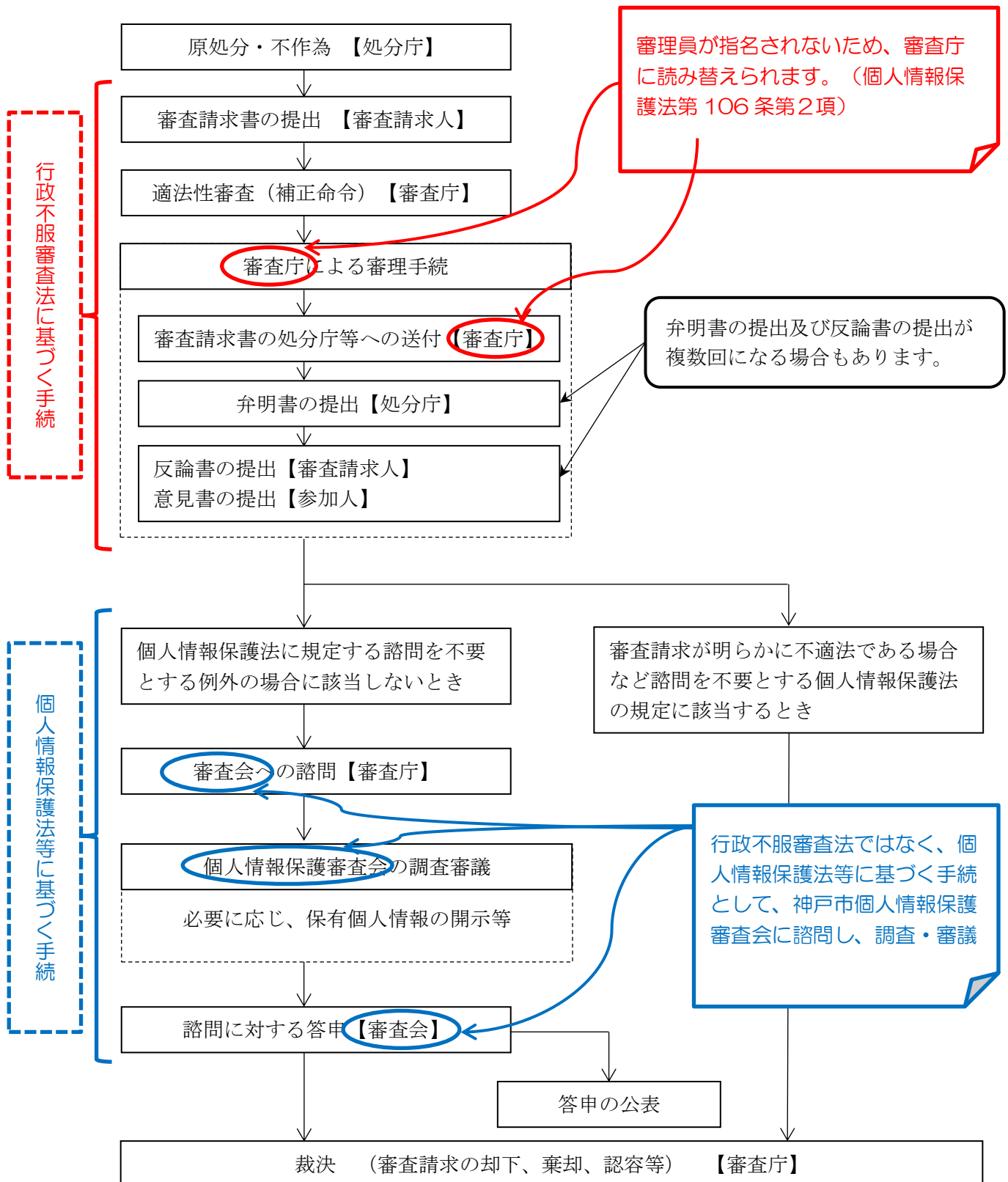
（審査会の調査権限）

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁の職員その他関係人に対して、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第20条 第9条第1項第2号及び第3号に掲げる調査審議に係る会議は、公開する。ただし、調査審議の議題が情報セキュリティ確保の観点から公開することが適切でない場合その他審査会が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

個人情報開示請求等に関する審査請求手続の流れ（概要）



※神戸市長を審査庁とする（神戸市長が裁決を行う）審査請求については、受付から裁決を行うまでの標準審理期間を1年としています。（書面の提出や審議会の調査の進捗等により前後します。）